

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、看護師国家試験受験資格に必要な単位の修得に向けた科目の設定において、専門基礎分野及び専門分野では、主たる実習病院から、医師・看護師をはじめ延べ49名の医療従事者の協力を得て、具体的事例を示しながら、より実践を理解できる講義を行う。また、臨地実習30単位1,035時間については、主たる実習病院をはじめ、地域の精神病院、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、助産院、こども園など様々な施設と連携・調整を実施する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

静岡市は、静岡市立看護専門学校学則第7条の規定に基づく静岡市立清水看護専門学校に係る教育課程の編成について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取し、もって同校の職業教育の水準の維持向上を図るため、静岡市立清水看護専門学校教育課程編成会議を置く。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
平野一美	公益社団法人静岡県看護協会理事	令和7年7月3日～令和9年3月31日 (2年)	①
多田みゆき	静岡県訪問看護ステーション協議会会長	令和7年7月2日～令和9年3月31日 (2年)	①
管原清子	静岡県立看護大学看護学部看護学科講師	令和7年4月1日～令和9年3月31日 (2年)	②
加藤夕紀子	静岡市立清水病院看護部長	令和7年4月1日～令和9年3月31日 (2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (10月、3月)

(開催日時(実績))

令和6年度 第1回 令和6年10月10日 14:30～15:30

令和6年度 第2回 令和7年3月13日 14:30～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

学生が職業としての学びを前向きに得ていくために心理的安全性の確保ができる学習環境を整備している。学年を超えた取り組みとしてチューター制度として縦割りのグループを活用した看護技術習得に向け、先輩・後輩間で教える、教わるという体験を繰り返している。学生企画の交流会を実施している。

学生からの授業評価・学校運営に関する評価に加えて、新カリキュラムで学び卒業し地域で活躍しはじめた卒業生からカリキュラム評価を得る取り組みを検討している。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習では、学内で学んだ各看護学の理論や方法を臨床場面において活用し、看護実践に必要な知識・技術・態度を養うことを狙いとする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

臨床判断力につながるよう、講義では看護実践を臨床の実践者・認定看護師・専門看護師より新しい知識や技術を学び、演習では模擬患者を養成する研究会に依頼してより臨床に近い状況で学生が学べるよう協力を得ている。臨地実習では、地域で暮らす対象とその支援についての理解を深められるよう、多様な暮らしに場に入りさまざまな発達段階・健康状態にある対象や支援者と関わって得た学びを活かせるようにしている。静岡市立清水病院では臨地実習30単位のうち17単位を実施するため、臨床指導者との会議を年間8回程度実施し、学生のレディネスを理解した指導や実習指導について意見交換を行いよりよい指導につなげている。新カリキュラムで依頼した施設も多く、実習環境を整える機会を設けている。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「臨床指導委員会 基礎看護学実習Ⅰに関する検討」(連携企業等:静岡市立清水病院)

期間:令和6年7月9日(火) 対象:臨床指導委員、看護教師

内容:学生のコミュニケーションの傾向から学習内容を検討する

・看護教育研究研修

1人1回以上の学会・研修会参加

・教育課程開発研修

『学生の思考を育てる授業・実習の方法』をテーマに学習会10回
開催

・継続教育研修

静岡県看護教員継続研修 令和6年8月5日(月)・8月19日(火)・8月23日(金) 6名受講

静岡県看護教員継続研修(新任期フォローアップ) 令和6年8月2日(金)・令和7年2月5日(水) 2名受講

静岡県看護教員継続研修(トピックス) 令和6年7月28日(日) 5名受講

・研究調査

静岡市立清水病院 病棟研究講義 令和6年7月9日(火)1名

静岡市立清水病院 ラダーⅢ看護研究指導 令和6年7月26日(金)・7月26日(金)・12月12日(木)3名

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業等:医療法人社団健寿会 山の上病院)

期間:令和7年4月28日(月)・4月30日(水) 対象:看護教師1名

内容:老年看護の実際を学び、学生指導に役立てる

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業等:独立行政法人 地域医療機能推進機構 清水さくら病院)

期間:令和7年5月19日(月) 対象:看護教師2名

内容:老年看護の実際を学び、学生指導に役立てる

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業:共立蒲原総合病院)

期間:令和7年8月15日(金) 対象:看護教師1名

内容:老年看護の実際を学び、学生指導に役立てる

②指導力の修得・向上のための研修等

・看護教育研究研修

1人1回以上の学会・研修会参加

・教育課程開発研修

『学生の主体性を育む授業・実習の方法』テーマに学習会10回

・継続教育研修

静岡県看護教員継続研修(5年未満) 令和7年7月26日(土) 2名受講 令和7年8月18日(月) 2名受講

看護教育学研究会教育実践力向上研修 令和7年7月18日(金)・8月1日(金)・19日(火)・25日(月)・28日(木)1名受講

・研究調査

静岡市立清水病院 病棟研究指導 令和7年9月26日(金)・10月7日(火)・12月5日(金) 3名

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を行い、自己点検・自己評価結果を客観的に検証し、自己評価結果の客観性・透明性を高める。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)卒業・就業・進学
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	(11)国際交流
	(12)教育力の向上

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

自己点検・自己評価を客観的に行い、学習環境整備として空調修繕やハイブリッドシミュレーターの導入と活用および本校の魅力として両学科あるよさを活かした取組や主たる病院との連携強化の取組が評価された。引き続き、学習環境整備を計画的にすすめ、ホームページで学習や課外活動の様子など発信の方法に動画を加えはじめた。働きやすい環境整備について、新役割を担う中での疑問や気づきを発信しやすい環境づくりに努め、モバイルワークの活用をはじめている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和7年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
平野 一美	公益社団法人静岡県看護協会理事	令和7年7月3日～ 令和8年3月31日	企業等 委員
多田 みゆき	静岡県訪問看護ステーション協議会副会長	令和7年7月2日～ 令和8年3月31日	企業等 委員
加藤 タ紀子	静岡市立清水病院看護部長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	企業等 委員
松浦 郁子	静岡市立清水看護専門学校後援会会長	令和7年5月23日～ 令和8年3月31日	保護者 代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003495.html>

公表時期: 令和7年5月21日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

実習施設等の医療関係者や学校関係者の理解促進や連携の協力を得ることで、学校運営の改善を図る。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要
(2)各学科等の教育	(2)目標及び計画
(3)教職員	(3)看護学科の教育
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)教職員
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)キャリア教育等
(6)学生の生活支援	(6)様々な教育活動
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生の生活支援
(8)学校の財務	(8)入学者選抜・学費及びその他の経費・就学支援
(9)学校評価	(9)学校の財務
(10)国際連携の状況	(10)学校評価
(11)その他	(11)その他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8764/s003496.html>